

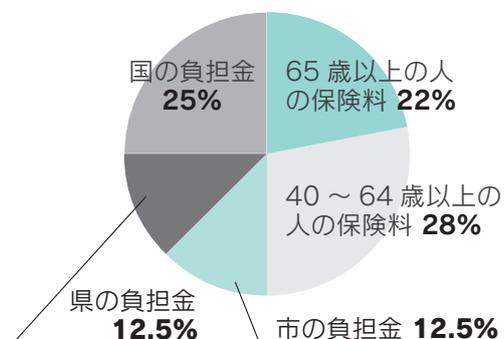
## 4 平成 27 年 4 月から

### 第 1 号被保険者（65 歳以上の人）の介護保険料が変わりました

第 1 号被保険者の保険料は 3 年ごとに改定され、このたび改定される保険料は平成 27 年度から 29 年度までの保険料です。

給付費（サービス利用額）の負担割合は 50%が国、県、市の負担による公費、残りの 50%が保険料になります。保険料の負担割合は全国统一のものであり、65 歳以上の人（第 1 号被保険者）と 40 歳以上 64 歳以下の人（第 2 号被保険者）の被保険者数に応じて算定されます。高齢化の進行に伴い、第 1 号被保険者の人口比率が高くなったため、平成 27 年度からの第 1 号被保険者の負担率は 21%から 22%に変更されました。

《給付費の負担割合》



#### ●所得段階別保険料（表中の□が基準額）

○基準額の見直し 介護保険基準額（年額）が 5 万 8,800 円から 6 万 4,800 円に変更

該当者		平成 27 ~ 29 年度 新保険料(年額)	平成 26 年度 旧保険料(年額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		第 1 段階(基準額× 0.45) 2 万 9,160 円	第 1 段階(基準額× 0.5) 2 万 9,400 円
世帯全員が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 2 段階(基準額× 0.7) 4 万 5,360 円	第 2 段階(基準額× 0.5) 2 万 9,400 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	第 3 段階(基準額× 0.75) 4 万 8,600 円	第 3 段階(基準額× 0.7) 4 万 1,160 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	第 4 段階(基準額× 0.9) 5 万 8,320 円	第 4 段階(基準額× 0.75) 4 万 4,100 円
世帯内に 市民税課税者がいる	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 5 段階(基準額) 6 万 4,800 円	第 5 段階(基準額× 0.9) 5 万 2,920 円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	第 6 段階(基準額× 1.1) 7 万 1,280 円	第 6 段階(基準額) 5 万 8,800 円
本人が市民税課税者	合計所得金額が 125 万円未満	第 7 段階(基準額× 1.25) 8 万 1,000 円	第 7 段階(基準額× 1.1) 6 万 4,680 円
	合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	第 8 段階(基準額× 1.5) 9 万 7,200 円	第 8 段階(基準額× 1.25) 7 万 3,500 円
	合計所得金額が 190 万円以上 450 万円未満	第 9 段階(基準額× 1.75) 11 万 3,400 円	第 9 段階(基準額× 1.5) 8 万 8,200 円
	合計所得金額が 450 万円以上 700 万円未満	第 10 段階(基準額× 2.0) 12 万 9,600 円	第 10 段階(基準額× 1.75) 10 万 2,900 円
	合計所得金額が 700 万円以上		第 11 段階(基準額× 2.0) 11 万 7,600 円